

●香川県監査委員公表第11号

平成27年2月17日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成27年5月12日

香川県監査委員 林 熱
同 大 西 均

第1 監査の請求

1 請求人

高松市 植田 真紀

2 請求書の提出

平成27年2月17日

3 請求の内容

（以下、平成27年2月17日に提出された住民監査請求書及び同年3月17日付けで補正された住民監査請求書の原文に即して記載する。）

（1） 請求の要旨

ア 「意見交換会会費」名目で支出されている政務活動費の問題点

香川県議会議員が2013年度（平成25年度）に支出した政務活動費のうち、県民との意見交換会会費として支出されている政務活動費は添付の事実証明書1の通り、2,360件、総額16,982,455円にものぼる（会合に出席して「県政報告」した、とするものも含む）。その内容は、2014年9月24日に放映されたNHKクローズアップ現代「揺れる地方議会 いま何が起きているのか」で取り上げられた議員の例だけでなく、地元自治会や各種団体の会合、カラオケやスポーツ等の趣味の会、秋祭り等の祭礼などの際に地元団体等に対して支出されたものがほとんどを占め、実際にそこでどのような意見交換がなされ、それがどのように県政に活かされたかについての報告は全くなされていない。総会時期には1日19件もの会合に出席しているケースもあり、本人が回りきれない場合には妻が代理で3か所に出席したとのことである（事実証明書9）。県政報告を行ったとしているものについても、そこに参加した県民によれば「単なる来賓挨拶だった」というものが多い。さらには、食事場所の領収書のみで、意見交換した団体名の記載がないものもある。

地方自治法第100条第14項の改悪により、「政務調査費」から「政務活動費」となり「議員の調査研究その他の活動」に充てられることになったとはいえ、公金を使って行う活動はすべて地方自治法第2条第14項にもとづき「住民の福祉の増進」のために「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことを旨としなければならない。政務活動費から多額の支出をしてカラオケ大会や秋祭り等で来賓挨拶をしたり参加者と世間話をしたりしなくとも県民との意見交換は可能なはずである。

特に飲酒を伴う会合に対する公費からの支出については、岩手県議の飲食費支出を違法とする仙台高裁判決が2013年7月、最高裁で確定しており、飲食や飲酒を伴わない会合についても、どのような意見交換がなされ、それがどのように県政に反映されたかという説明責任が果たされていない以上、これら2,360件の「意見交換会費」の支出はすべて地方自治法第2条第14項に照らして違法または不当な支出と言わざるをえない。

さらには、こうした実態は政務活動費を使って公職選挙法第199条の2が禁じている「寄

付」を行っていることになるのではないか、という県民からの批判や疑問の声もあがっている。地方自治法第2条第14項、および公職選挙法第199条の2に照らしてこれらすべての支出の適否を厳しく検証することが必要である。当然ながら、その検証にあたっては議員本人よりの聴取のみならず、上記の番組の取材にあたった記者が行ったように、支出先の団体にも開催日時や意見交換の内容等について確認する必要がある。

イ 県外出張、県外視察および海外視察中の期間に支出された「意見交換会会費」

添付の事実証明書3の2013年度（平成25年度）の香川県議会議員の県外・海外旅費支出一覧表と照合すると、「県民との意見交換会」に参加したとされる当日に、議員本人が県外出張、県外視察、もしくは海外視察などで県内にいなかったと思われるものが、添付の事実証明書4の通り、72件あった。出発前あるいは帰着後に会に参加したというケースも含まれている可能性はあるが、議員本人が県外あるいは海外において明らかに参加が不可能な日程の会合の領収書も多くあり、そのような形での政務活動費の支出は香川県議会政務活動費交付条例第2条別表に示された「団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費」とは認められないばかりか、公職選挙法第199条の2が禁じている「寄付」と判断せざるを得ない。

該当する議員に説明を求めるとともに、支出先団体にも会合の開催時刻や議員の出席の有無、意見交換の内容等を確認の上、公職選挙法第199条の2違反と認められるときは刑事告発等しかるべき措置をとるべきである。

ウ 会派共同政務活動費というブラックボックス

自民党議員会の会派共同政務活動費の総額は別紙事実証明書2の通り、年間15,035,000円である。また、社会民主党・県民連合の会派共同調査費と香川地域政策センター費の総額は計2,880,000円である。

これらの会派共同政務活動費について、例えば自民党議員会の場合には総額1500万円余と多額であるにも関わらず、3回の勉強会を開催した旨の報告があるのみで具体的な支出内容は不明である。また、社会民主党・県民連合の会派共同調査費については支出内容も調査内容も不明であり、香川地域政策センター会費についてもどのような調査がされたのか全く不明である。

このような状況では、政務活動費を充当することができないとされている政党活動等への支出がされていないかどうかの確認ができない。また、地方自治法第2条第14項にもとづいて「県民の福祉の増進」を目的として「最小の経費で最大の効果を挙げる」ために支出されたものかどうかを判断することもできない。

政務調査費については、「領収書を添付したら、政務調査の内容が明らかになってしまい議員活動に差支える」などという主張が香川県議会でも長らく行われてきたが、現在では全都道府県議会がすべての領収書を添付することになり、そのような主張には根拠がないことが明らかとなった。公金を使って行われる政務調査、政務活動についてはその使途を公開するのが当然のことだからであり、地方自治法第100条第16項も香川県議会政務活動費交付条例第10条も透明性の確保を求めているからである。

よって、これらの会派共同政務活動費についてもすべての領収書を添付した收支報告と具体的な活動内容、およびどのような成果を得られたかの報告を求めるべきであり、そのような説明責任が果たされないままに会派共同調査費が支出されていることは、その全額の支出

が地方自治法第2条第14項および第100条第16項に照らして不当であると判断せざるを得ない。

会派共同調査費のすべての領収書を添付した収支報告と具体的な活動内容が報告されて初めてその支出の適否が判断できるのであり、適正と判断された部分についてのみ返還の必要がないということになる。

エ 新たな議員連盟、議員研究会というブラックボックス

また、2013年度（平成25年度）分として公開された政務活動費の領収書には、別紙の通り、これまでになかった3つの新たな議員連盟と1つの政策研究会会費の領収書があった。

これまで香川県議会の中にはいくつかの議員連盟が組織されていたが、その多くは会費無料か年間数千円程度であり、その収支は毎年の各議員連盟の総会で報告されていた。ところが、新たに結成された議員連盟や研究会の会費は1人年間8万円から12万円と高額であり、それらの総計は別紙事実証明書2の通り、年間252万円にも上るにも関わらず、それによってどのような調査をしたのか、全く報告されていない。

突然これらの議員連盟や政策研究会が結成されたように見えるのは、2013年度（平成25年度）支給分より政務活動費のすべての領収書を添付しなければならなくなつたことと関係があるのでないかと考えざるをえない。つまり、新たなブラックボックスが必要になったのではないか。

香川県議会政務活動費マニュアルは、会派共同調査費、議員連盟会費も政務活動費として実費を充当可としているが、全国都道府県議長会は「団体の活動内容や目的が政務活動に適うものであることが必要」としており、具体的な活動内容が明らかにならなければ適否を判断できないのであるから、もし、会派共同調査費や議員連盟会費への政務活動費充当を認めるなら、活動内容や具体的な使途について報告を求めるべきである。地方自治法第100条第16項も、香川県議会政務活動費交付条例第10条も、政務活動費の使途の透明性の確保に努めることを求めていることは改めて言うまでもない。

貴重な公金を使って行われる活動にブラックボックスがあつてはならない。これらの議員連盟、議員研究会についてもすべての領収書を添付した収支報告と具体的な活動内容、および、それが県民の福祉の増進にどのような成果をもたらしたかという報告を求めるべきである。こうした説明責任が果たされていない以上、これらのすべての支出は地方自治法第2条第14項および同法第100条第16項に照らして不当である。

オ 「最小の経費で最大の効果を挙げる」（地方自治法第2条第14項）活動となつてゐるか。

上記のいわゆる「意見交換会」の問題以外にも、地方自治法第2条第14項に照らして疑問を感じる支出が多く見受けられたが、例えば以下のようないふりである。

（ア） 事務所費に年間240万円

事務所費を按分している議員が多い中、水本勝規議員は事実証明書5の通り、政策事務所専用賃借料として月額20万円、年240万円を支出しており、この金額は全議員の中で突出している。同議員の後援会事務所等は自宅にあるとして全額を政務活動費から支出しているが、議員の活動は後援会活動等と混然となっていることが多く、多額の事務所費を投じて政務活動だけに使用されているとは考えられない。政務活動費の3分の2を事務所賃借料に充てるのは不自然かつ不適正と言わざるを得ず、農協の振込金受取書が添付されているだけであつて先はすべて非公開のため、政策事務所の所在地やその賃借

料が適正な金額であるかどうか、所有者が身内などではないかどうか、また、本当に政策事務所のみに使われているかどうかなど、その利用状況も不明である。これらの疑問への説明責任が果たされていない以上、地方自治法第2条第14項に照らして不当な支出と言わざるを得ない。

(イ) 名刺21,385枚の印刷代に434,200円

新井由泰議員は、事実証明書6の通り、年間8回に渡って計21,385枚の名刺を印刷し、計434,200円を支出しており、その額は議員の中で突出している。単純計算すると議会開会日も含め、1年365日間、毎日約58名に新たに出会い、選挙や後援会活動の目的ではなく、政務活動の目的で名刺を配ったことになるが、現実的にはこのようなことは不可能である。全国的には名刺の印刷代を政務活動費から支出することを認めていない議会もあり、これは名刺を配ることが政務活動ではなく、後援会活動や政党活動として行われることが多いからである。よって、この名刺の印刷代は地方自治法第2条第14項に照らして不当な支出と言わざるを得ない。

(ウ) 県政レポート関連経費に3,470,722円

山本悟史議員は、事実証明書7の通り、年間3回発行している県政レポート計563,700部の関連費用として以下のような支出をしており、その額は議会内で突出している。

印刷代	計	2,210,889円
新聞折り込み料	計	463,460円
ポスティング代	計	796,373円 (領収書のコピーの金額が不鮮明のため総額より逆算)

同議員は毎年度、政務活動費のほとんど全額を県政レポート関連経費に充てている。もちろん県政や議会活動について広く県民に知らせ、その意見を聴くという広聴広報はきわめて重要な活動である。しかしながら、節約のために自らの手で配布したり、ボランティアで手分けしてポスティングしたりしている議員もいるのであるから、政務活動費という公金を使って行う限り、最小の経費で最大の効果を挙げるものでなければならない。また、政務活動費マニュアルによれば、県政報告や政務活動の部分と後援会活動や政党活動などが記載されている場合には、紙面の割合等により按分すること等の方法が示されているが、同議員の場合には、県政報告には該当しない部分についても按分されておらず、政務活動費で選挙対策の広報をしているのではないかという県民からの批判も寄せられている。よって、これらの県政リポート関連経費は地方自治法第2条第14項に照らして不当な支出と言わざるを得ない。

これらは典型的な事例であるが、政務活動費は貴重な公金であるという原点に立ち戻り、すべての政務活動費の支出内容について地方自治法第2条第14項に照らしてその適否が検証されなければならない。

(2) 求める措置

以上の通り2013年度（平成25年度）の香川県議会政務活動費の使途については大きな問題があることから、監査委員は知事に対し、下記の措置を講ずるよう勧告することを求める。

記

ア 香川県知事は、別紙事実証明書に記載の「意見交換会」の名目で支出された政務活動費に

について、地方自治法第2条第14項に照らして不当な支出であるので、その返還を求めるとともに、公職選挙法第199条の2に違反すると認めるときは、刑事告発等の必要な措置をとること。

イ 実際にその会合に出席しないまま「会の参加に要する経費」として政務活動費を支出している事例については、香川県議会政務活動費交付条例第2条に抵触するので返還を求めるとともに、公職選挙法第199条の2違反として刑事告発等の必要な措置をとること。

ウ 香川県議会の会派共同政務活動費、議員連盟会費、議員研究会の会費として支出された政務活動費について、具体的な活動内容報告とすべての領収書を添付した収支報告を求め、政党活動費、飲食費等、政務活動費を充当するのが不適切と認められる場合には、返還を求めるとともに必要な措置をとること。

エ 上記の事務所費、名刺代、県政レポート関連費は、地方自治法第2条第14項に照らして不当であるのでその返還を求ること。

オ 政務活動費の使途を透明化し、地方自治法の趣旨に沿って適切に支出されるようにするために以下の点を議会に求めること。

(ア) 各種会合や式典での来賓挨拶を「県民との意見交換」や「県政報告」としたり、祭礼等の際に地元団体に支出するご祝儀や親睦会の会費等に政務活動費を充当したりするというような政務活動費の誤った支出をしないよう政務活動費マニュアルに明確に記載すること。

(イ) 会派共同調査費や議員連盟会費についてもそれぞれの活動内容と収支の報告、領収書の添付を義務付けること。

(ウ) 監査委員だけでなく多くの県民の目によって政務活動費の使途の検証が容易になされるよう、会計帳簿の提出を義務付けるとともに、領収書を含むすべての資料を県議会ホームページ上に掲載すること（高知県議会では本年公開される2014年度分より収支報告、会計帳簿、領収書を議会ホームページ上に掲載することになっている）。

（事実証明書1 「2013年度「県政に関する意見交換会」会費として支出している政務活動費の議員別整理表」（団体等の会合に出席して県政報告をしたとしているものを含む））

議員名 (敬称略)	会派	費目	件数	金額	県外海外旅費支出一覧表によれば県外、海外出張中となっている日付の領収書	件数
綾田 福雄	自民	研修費	41	¥410,000	8/28・3/29県外、1/19海外	3
新井 由泰	自民	研修費	9	¥64,000		
有福 哲二	自民	会議費	159	¥1,090,000	5/9海外	1
石川 豊	自民	研修費	96	¥576,000		
氏家 孝志	自民	会議費	54	¥353,000	5/12（2件）・5/15海外	3
尾崎 道廣	自民	会議費	174	¥1,338,000	5/9・11・12（2件）海外、5/29・1/16・3/23・24県外	8
香川 芳文	自民	研修費	100	¥975,000	5/12（2件）海外、2/7県外	3
鎌田 守恭	自民	研修費	4	¥35,000	5/28県外、団体名なし（1件）	2

黒島 啓	自民	調査研究費・研修費	21	¥180, 240		
五所野尾 恭一	自民	研修費	82	¥484, 500	5/12 (3件) 海外	3
斎藤 勝範	自民	調査研究費	167	¥952, 000	4/25・5/27・10/25・11/7・11/16 (3件) 県外、5/9海外	8
佐伯 明浩	自民	会議費	165	¥960, 000	4/27 (2件) ・8/24 (2件) 県外、5/12海外	5
白井 昌幸	自民	研修費	67	¥658, 000	10/9 (2件) ・10/10 (3件) ・10/11 (2件) 県外	7
十河 直	自民	研修費	78	¥790, 000		
高城 宗幸	自民	研修費	129	¥942, 000	8/16海外	1
竹本 敏信	社民	研修費	100	¥850, 000		
谷久 浩一	自民	研修費	34	¥288, 215	5/15・8/21海外	2
辻村 修	自民	会議費	113	¥724, 000	5/22・11/17 (3件) 県外、8/25、8/28海外	6
西川 昭吾	無所属	会議費	18	¥170, 000		
新田 耕造	自民	調査研究費	25	¥206, 000	5/12海外	1
花崎 光弘	自民	調査研究費	19	¥149, 000		
平木 享	自民	研修費	70	¥615, 000	5/29県外	1
松原 哲也	自民	会議費	35	¥210, 000	5/12海外	1
松本 公継	自民	会議費	99	¥961, 500	2/12県外、5/15・1/19 (2件) 海外	4
宮本 欣貞	自民	研修費	148	¥1, 097, 000	6/11県外、5/15海外	2
森 裕行	社民	研修費	131	¥656, 000	5/18、5/25 (2件) 、5/26県外	4
山下 昭史	自民	研修費・会議費	182	¥912, 000	5/15海外、5/31・3/29 (3件) 県外	5
山田 正芳	自民	研修費	40	¥336, 000	7/31・8/28県外	2
			2, 360	¥16, 982, 455		72

(事実証明書2 「会派共同政務活動費および議員連盟会費一覧表」)

会派共同政務活動費

香川県議会自由民主党議員会共同政務活動費

530, 000円×28名+195, 000円 (西川議員分)=計 15, 035, 000円

社会民主党・県民連合会派共同調査費

12, 400円×12×6= 892, 800円 (会派共同調査費)

27, 600円×12×6=1, 987, 200円 (香川地域政策センター会費)

計2, 880, 000円

(香川地域政策センターも同会派の会長が会長を務め、会費として支出していたり地域政策全般に関する調査委託としていたり、扱いは議員によってまちまちである。)

議員連盟会費一覧表

従来からあった香川県議会の議員連盟（ほとんどの議員が加盟）

	会費（年額）
香川県議会北朝鮮日本人拉致問題早期解決議員連盟	4,000円
香川県議会地域公共交通活性化促進議員連盟	5,000円
香川県議会森林・林業・林産業活性化促進議員連盟	4,000円
香川県議会日越友好議員連盟	3,000円
香川県議会観光議員連盟	5,000円
香川県議会防衛議員連盟	5,000円
香川県議会日中友好議員連盟	なし
香川県議会南米親善議員連盟	なし
香川県議会日韓友好親善議員連盟	なし
香川県議会日タイ友好親善議員連盟	なし
香川県議会日華親善議員連盟	なし
香川県議会四国横断自動車道建設促進議員連盟	なし

平成25年度に新たに結成された（収支報告書添付領収書に登場した）議員連盟、政策研究会
(敬称略)

	会費（年額）
香川県議会伝統文化継承議員連盟（会長・松原哲也）	120,000円
会費領収書を添付している議員：新井由泰、氏家孝志、谷久浩一、辻村修、 松原哲也、松本公継、山下昭史	計840,000円
香川県議会中讃議員連盟（会長・五所野尾恭一議員）	120,000円
会費領収書を添付している議員：新井由泰、氏家孝志、香川芳文、五所野尾恭一、 辻村修、新田耕造、山田正芳	計840,000円
香川県議会地域振興議員連盟（会長・氏家孝志）	120,000円
会費領収書を添付している議員：新井由泰、氏家孝志、高木英一、松本公継、山下昭史	計600,000円
香川県議会産業政策研究会（会長・新田耕造）	80,000円
会費領収書を添付している議員：佐伯明浩、谷久浩一、新田耕造	計240,000円

以下の事実証明書は省略

- (事実証明書3 2013年度（平成25年度）県外・海外旅費支出一覧表)
- (事実証明書4 県外・海外出張中となっている日付の領収書 72件)
- (事実証明書5 水本勝規議員の政務活動費収支報告書と添付領収書)
- (事実証明書6 新井由泰議員の政務活動費収支報告書と添付領収書)
- (事実証明書7 山本悟史議員の政務活動費収支報告書と添付領収書)
- (事実証明書8 NHKクローズアップ現代で9月24日に放映された「揺れる地方議会 いま何が起きているのか」の録画DVD)
- (事実証明書9 香川県議会の政務活動費に関する3月14日付の朝日新聞の記事)

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備するものがあるものと認め、平成27年3月20日にこれを受理した。

第3 個別外部監査契約に基づく監査の求めについての判断

1 個別外部監査契約に基づく監査の請求

平成27年3月17日付けで補正された住民監査請求書において、請求人は、「監査請求書提出後、監査委員より何点かの納得のいかない補正を求められた。例えば、「意見交換会会費」について、2,288件（2,360件のうち、県外及び海外出張中の期間に支出された72件を除く。）の意見交換会の支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を具体的かつ客観的に示すこと」という補正を求められた。報道等で指摘された問題点も事実証明書によって示しており、すべての領収書は議会事務局に保管されているのであるから、それらを調査するのが監査委員の職務のはずである。さらには「会派共同政務活動費」や「議員連盟、議員研究会会費」について、違法または不适当であると主張する支出を具体的に特定することを求め、その支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を具体的かつ客観的に示すことを求めているが、請求人はそれらの支出の中身が明らかでないことをこそ問題にしているのであり、それを調査するのが監査委員の職務である。また、水本議員の事務所費についても、請求人が事務所の利用実態や所有者等が明らかにされていないことを問題にしてその調査を求めているにも関わらず、それを請求人側に求めるかのような補正要求は納得できないものである。新井議員の名刺印刷代、山本議員の県政レポート関連経費についても同様であり、全国的にこれだけ大きな問題になっている政務活動費という公金の使途について、監査委員がこのような感覚しかもっていないとすれば、厳正な監査ができると思えない。上記の理由から監査委員による監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める。」として、個別外部監査契約に基づく監査を求めてい る。

2 個別外部監査契約に基づく監査に付さなかった理由

外部監査制度が設けられた趣旨は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による外部監査を導入することにより、当該団体における監査制度の独立性と専門性を一層充実するとともに、地方公共団体における監査機能に対する住民の信頼を高めることにあるが、この制度は監査委員制度と相反するものではなく、地方公共団体の行政の適正な運営の確保という共通の目的に資する制度であり、両者が相互に機能を発揮することによって地方公共団体の監査機能の全体が充実することが期待されているものである。

本件請求は、政務活動費を充てて支出した意見交換会会費、会派共同政務活動費、議員連盟、議員研究会の会費、事務所費、名刺印刷代及び県政レポートに係る経費に関するものであり、その財務会計上の違法性等についての判断を行うに当たって、特に監査委員の監査に代えて外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと考えられることから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるものとは認められない。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容から、県の財務会計上の行為として、平成25年度における政務活動費の支出のうち、住民監査請求書及び事実証明書に示されたものを対象とした。

2 監査対象部局

議会事務局

3 請求人からの証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成27年3月30日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、同日、請求人及び請求人代理人の出席があり、証拠の提出はなかったが、請求人及び請求人代理人から請求の趣旨を補充する陳述がなされた。

陳述の要旨は次のとおりである。

(1) 請求人の陳述（要旨）

ア 意見交換会会費名目で支払われている政務活動費

参加者全員に会費を取っていないような会への会費は事実上のご祝儀と言わざるを得ないと考える。

実際にそこでどのような意見交換がされ、どのように県政に活かされたかについての報告はされていない。

総会時期には1日10件以上の会合に出席しているケースもあり、単なる来賓挨拶だったなどの声も多く、食事場所の領収書のみで、意見交換した団体名の記載がないものも見られる。公職選挙法第199条の2が禁じている寄附行為とも疑われるかねない支出である。

イ 県外出張、県外視察及び海外視察中の期間に支出された意見交換会会費

提出済みの請求書の内容から変わることはないので陳述は省略する。

ウ 会派共同政務活動費

自民党議員会の会派共同政務活動費と、社会民主党・県民連合の会派共同調査費と、香川地域政策センターに支出しているものが見られるが、その金額の領収書があるのみで、それを裏付ける詳細な資料が全くないことから、具体的な支出内容は不明である。

このような状況では、充当できないこととされている政党活動等への支出がされているかどうかの確認ができない。

また、地方自治法第2条第14項に基づいて、県民の福祉増進を目的として、最小の経費で最大の効果を挙げるために支出されたものかどうかを判断することもできない。

これらの会派共同政務活動費についても、全ての領収書を添付した收支報告と、具体的な活動内容及びどのような成果を得られたのかの報告を求めるべきである。

エ 新たな議員連盟と議員研究会

提出済みの請求書の内容から変わることはないので陳述は省略する。

オ 事務所費

水本議員の事務所費に関しては、自宅にある後援会事務所以外に、政策事務所専用賃借料として、月額20万円、年間240万円を支出している。農協の振込金受取書が添付されているだけで、あて先は全て非公開のため、政策事務所の所在地や利用状況等も不明である。香川県議会政務活動費マニュアルでは、事務所の要件として、1、看板・表示等を含めた外形上の形態があること、2、事務機器などがあり事務所としての機能があること、3、連絡機能が整っていることを挙げている。

政策事務所の所在や連絡先が全くわからないため、マニュアルに示している事務所の要件としては該当しない可能性がある。

カ 県政レポート関連経費

山本議員は、政務活動費のほとんど全額を年間3回発行している県政レポート関連費に充てている。こうした報告・広報のために支出した費用は政務活動費として認められている一方、このような広報紙には、調査研究活動など以外の内容も掲載される可能性があり、完全に調査研究活動の内容でない限り、支出した経費全てを政務活動費として充当するのではなく、紙面の割合等により按分する必要がある。

また、節約のために自らの手で配布したり、ボランティアで手分けしてポスティングしたりしている議員もいることから、政務活動費という公金を使う限り、最小の経費で最大の効果を挙げるものでなくてはならないと考える。

(2) 請求人代理人の陳述（要旨）

ア 政務活動費

大きな時代の流れとともに、いろいろなところで住民監査請求等が起き、情報公開の動きが進み、県議会も情報公開の実施をすることになり、領収書を添付するようになった。

香川県議会の場合、1万円以下のものは出さなくてよいという低い透明度のランクであったが、2013年度から領収書が全て添付されるようになった。

そういう背景の中で見ていただきたい問題で、当時から言われていたが、いわゆるお祭りのときのご祝儀など、各地域のいろいろな行事に対して支出していると思われるものについて、この監査請求では、ここでこういう意見交換をした、それによってこういう成果、県政の中でこういうふうに活かしたというきちんとした説明がない限りは、政務活動費として認められないという趣旨で補正を行った。

イ 会派共同政務活動費

会派の共同調査費の件について、大変不本意だったのは、補正を求められたときに、具体的に何が不適正なのかということをきちんと述べるようにと言われたが、それが分からぬからこそ問題にしている。何も分からずに、ただ50数万円を集めている。それがどう使われているかは全く不明である。要するに、全ての領収書を付けるようになったということは、きちんと説明責任が求められるということであるにもかかわらず、まだブラックボックスが残っているのはおかしいと申し上げたい。

ウ 新たな議員連盟

従来あった県議会の中の様々な議員連盟には、ほとんどの議員が入っているが、会費がないものとか、せいぜい年間数千円である。それが、突然、金額の多い議員連盟ができている。

何人かの議員がつくり、その幾つかに所属している議員もいる。領収書が要るので、新たなブラックボックスをもう1つ作るために結成したのではないかと思わざるを得ない。

どういう活動をし、どういう成果を得たかということや収支報告がなされるべきものである。

エ 県政レポート

山本議員のブログを見ると、県議会の活動とは関係ないと思われるものも報告されているし、まさに後援会活動であったり政治活動であったりということがいっぱい出てくる。

もちろん広報は大事なことだが、あれだけのお金をかけて全く按分もせずに行っているというのはとてもおかしいのではないか。

オ 地方自治法第2条第14項

地方自治法第2条第14項で最小の経費で最大の効果を挙げることとされており、住民の立

場から見ると、県の仕事であれ、議会の議員の仕事であれ、最小の経費で最大の効果を挙げてほしいというのがほんとうに住民の素朴な思いであると思う。住民の目から見て、おかしい、そんなにお金をかけなくてもできるということをきちんと提起する場としてこの住民監査請求があるので、ぜひそういう視点で、厳しい目で、全ての今の政務活動費の使われ方を見ていただきたい。

それによって、改めて、県議会の議員が公金に対してどういう意識を持っているべきか、また、議員の仕事というはどういうことであって、どうすることをすることが県民の福祉のために役立つかということを問いかける場にしていただきたい。

力 政務活動費の制度

制度的なお願いとして、中身、金額がどうということだけではなくて、政務活動費の使途の透明化についての提言もしていただきたい。

また、返還を逃れるために支出額を大きくするというやり方はおかしいということも含めて、制度的な面できちんと政務活動費の適正な使い方が確保されるような勧告をぜひ出していただきたい。

第5 監査委員の除斥

本件請求の監査において、本件請求があった時に監査委員（平成27年4月29日退任）であった山田正芳監査委員及び十河直監査委員並びに同年4月30日に監査委員に選任された香川芳文監査委員及び高城宗幸監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第6 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求のうち、意見交換会会費2,269件（監査請求があった2,360件のうち、県外及び海外出張中の期間に支出されたとする72件並びに1日に出席したとする19件を除くもの）及び意見交換会会費4件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出並びに会派共同政務活動費、議員連盟会費及び議員研究会会費の支出並びに政務活動費の使途の透明化及び適切な支出のための議会への要求については、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を欠いている請求であるため却下し、意見交換会会費87件（県外及び海外出張中の期間に支出されたとする72件のうちの68件並びに1日に出席したとする19件）の支出、水本勝規議員の事務所費の支出、新井由泰議員の名刺の印刷代の支出及び山本悟史議員の県政レポート関連経費の支出については、請求に理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

（1）政務活動費の概要

地方自治法は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対して政務活動費を交付することができるとき、政務活動費の交付を受けた議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている（地方自治法第100条第14項、第15項）。

上記規定を受けて香川県議会政務活動費交付条例（平成13年香川県条例第4号。以下「政務活動費交付条例」という。）及び香川県議会政務活動費交付規程（平成20年香川県議会告示第1号。以下「政務活動費交付規程」という。）が定められている。

政務活動費の制度は、地方議員の活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年5月の地方自治法改正により制度化された政務調査費を前身とするもので、平成24年9月の地方自治法改正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に拡大された一方、政務活動費を充てることができる経費は条例で定めなければならないとされ、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとすることが、新たに定められた。

政務活動費の交付の対象及び額並びに交付の方法等は、以下のとおりである。

ア 政務活動費の交付の対象及び額

(ア) 政務活動費の交付の対象（政務活動費交付条例第3条）

月の初日に香川県議会議員である者

(イ) 政務活動費の額（政務活動費交付条例第4条）

月額30万円

イ 政務活動費の交付の方法等

(ア) 知事への通知（政務活動費交付条例第5条）

議長は、毎年度4月3日までに、政務活動費の交付を受ける議員を知事に通知するものとする。

(イ) 交付決定等の通知（政務活動費交付条例第6条）

知事は、議長から通知を受けたときは、政務活動費の交付を決定し、議長及び当該議員に通知するものとする。

(ウ) 請求及び交付等（政務活動費交付条例第7条）

議員は、四半期の最初の月の10日までに、当該四半期分の政務活動費を知事に請求するものとする。

知事は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(エ) 収支報告書等の提出（政務活動費交付条例第8条）

議員は、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

議長は、収支報告書の写しを知事に送付するものとする。

(オ) 会計帳簿等の整理等（政務活動費交付条例第9条）

議員は、政務活動費の収入及び支出について、会計帳簿を調製し、その内容を明確にするとともに、領収書等を整理し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(カ) 議長の調査等（政務活動費交付条例第10条）

議長は、議員から提出された収支報告書等に関し、必要があると認めるときは政務活動費の適正な運用を図るために調査を行うとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(キ) 収支報告書等の保存及び閲覧（政務活動費交付条例第11条）

議長は、議員から提出された収支報告書等を、これを提出すべき期間の末日の翌日か

ら起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例（平成12年香川県条例第79号）第7条の非公開情報を除き、これを閲覧に供するものとする。

(ク) 政務活動費の返還（政務活動費交付条例第12条）

議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

知事は、当該議員に対し、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ぜることができる。

(2) 政務活動費の使途基準等

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲（政務活動費交付条例第2条）

政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴及び広報、要請又は陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付するものとする。

政務活動費は、政務活動費交付条例の別表に定める政務活動に要する経費に充てができるものとする。

経 費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費
研 修 費	(1)議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費 (2)団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費
要請陳情費	議員が行う要請又は陳情の活動に要する経費
会 議 費	(1)議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費 (2)団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入及び利用に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	議員が行う活動に係る事務に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

イ 政務活動費マニュアル

香川県議会では、平成25年3月に使途基準の具体的な内容や考え方などを取りまとめた政務活動費マニュアルを作成している。主な記載内容は次のとおりである。

(ア) 政務活動費の概要

根拠規程、交付制度の概要、政務活動費の使途（政務活動費が支出できる経費）

(イ) 政務活動費の使途基準

全般的な留意事項及び経費毎の使途基準（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費、人件費）

(ウ) 政務活動費の実務

政務活動費の請求・交付、会計帳簿の調製等関係書類の整理保存、収支報告書の提出等（提出期限、提出書類、保存書類）、残余額の返還、収支報告書等の修正、情報公開

(エ) 記載例

政務活動費請求書（様式第3号）、収支報告書（様式第4号）、領収書等添付票（参考様式第1号）、支払証明書（参考様式第2号）、政務活動費経費別支出整理簿（参考様式第3号）、政務活動費走行台帳（参考様式第4号）、雇用契約書（参考様式第5号）、収支報告書等修正届（様式第5号）

(オ) 参考資料

地方自治法（抄）、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程、公職選挙法（抄）、
様式（政務活動費の交付を受ける議員（様式第1号）、政務活動費の交付を受ける議員の異動（様式第2号）、政務活動費請求書（様式第3号）、収支報告書（様式第4号）、
収支報告書等修正届（様式第5号）、閲覧請求書（様式第6号）、領収書等添付票（参考様式第1号）、支払証明書（参考様式第2号）、政務活動費経費別支出整理簿（参考
様式第3号）、政務活動費走行台帳（参考様式第4号）、雇用契約書（参考様式第5号）、
政務活動費振込口座届（参考様式第6号））

(3) 政務活動費の支出等の状況

平成25年度における政務活動費の支出の状況は、平成26年6月30日現在では次のとおりである。

項目	金額
政務活動費交付額（①）	147,600,000円
残余額（返還額）（②）	4,921,292円
政務活動費支出額（①-②）	142,678,708円
実支出額	154,134,760円

※ 実支出額は、各議員の収支報告書に記載された支出合計（41名の議員のうち、年間交付額360万円を超えて支出している議員が37名）の総額である（各議員別の状況は次表のとおり）。

平成25年度政務活動費収支状況総括表(議員別)

(50音順)

平成26年6月30日現在

NO	氏名	会派	内訳	交付金額①	支出金額②	返還額 ①-②
1	綾田 福雄	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,759,453	0
2	新井 由泰	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,776,347	0
3	有福 哲二	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,947,098	0
4	石川 豊	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,611,471	0
5	氏家 孝志	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,140,224	0
6	大山 一郎	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,804,709	0
7	尾崎 道広	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,232,311	0
8	香川 芳文	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,687,838	0
9	桜 昭二	共産党議員団	300,000円×12月	3,600,000	4,324,959	0
10	鎌田 守恭	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,488,830	0
11	黒島 啓	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,658,200	0
12	五所野尾 恭一	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,076,557	0
13	齊藤 勝範	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,865,323	0
14	佐伯 明浩	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,736,319	0
15	白井 昌幸	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,090,666	0
16	白川 容子	共産党議員団	300,000円×12月	3,600,000	3,628,397	0
17	砂川 保	社民党・県民連合	300,000円×12月	3,600,000	4,031,942	0
18	十河 直	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,914,465	0
19	高木 英一	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,154,723	0
20	高城 宗幸	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,712,204	0
21	高田 良徳	社民党・県民連合	300,000円×12月	3,600,000	3,762,341	0
22	竹本 敏信	社民党・県民連合	300,000円×12月	3,600,000	4,642,183	0
23	谷久浩一	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,935,446	0
24	辻村 修	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,810,517	0
25	都築 行	公明党議員会	300,000円×12月	3,600,000	1,855,925	1,744,075
26	西川 昭吾	無所属	300,000円×12月	3,600,000	3,629,829	0
27	新田 耕造	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,707,965	0
28	花崎 光弘	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,682,005	0
29	平木 享	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,426,707	173,293
30	広瀬 良隆	公明党議員会	300,000円×12月	3,600,000	1,738,702	1,861,298
31	米田 晴彦	社民党・県民連合	300,000円×12月	3,600,000	3,681,482	0
32	松原 哲也	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,039,192	0
33	松本 公継	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,823,758	0
34	水本 勝規	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,130,000	0
35	三野 康祐	社民党・県民連合	300,000円×12月	3,600,000	4,080,560	0
36	宮本 欣貞	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,666,430	0
37	村上 豊	民主党議員会	300,000円×12月	3,600,000	2,457,374	1,142,626
38	森 裕行	社民党・県民連合	300,000円×12月	3,600,000	4,130,926	0
39	山下 昭史	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,969,355	0
40	山田 正芳	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,684,525	0
41	山本 悟史	民主党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,637,522	0
計				147,600,000	154,134,760	4,921,292

(備考)

党派会派欄中、「自民党議員会」は「香川県議会自由民主党議員会」、「社民党・県民連合」は「香川県議会社会民主党・県民連合」、「公明党議員会」は「香川県議会公明党議員会」、「共産党議員団」は「日本共産党香川県議会議員団」を示す。

2 議長及び議会事務局長に対する調査

議長に対し書面による調査を行い、必要に応じ追加調査を議会事務局長に対し実施し、その概要は次のとおりである。

(1) 意見交換会

ア 監査請求人が、開催日が、県外出張、県外視察、海外視察期間と重複しているとする意見交換会の出席の状況等については、次のとおりである。

番号	議員名	出張期間	出張期間における意見交換会への出席の状況
1	綾田福雄	平成25年8月 28日～31日	・平成25年8月31日午前に帰着し、12時から、塩江温泉公園で開催された塩江町の活性化を内容とする意見交換会（約30名）に本人が出席した。 ・領収日付が平成25年8月28日になっているのは、記載間違いである。
2	綾田福雄	平成26年1月 19日～23日	・平成26年1月19日9時から、高松国際ホテルで開催された高松空港周辺地域の活性化を内容とする意見交換会（約300名）に本人が出席した後、19時35分高松空港発で出張した。
3	綾田福雄	平成26年3月 28日～29日	・平成26年3月29日8時40分に高松空港に帰着し、10時から、塩江コミュニティセンターで開催された塩江町の治水、中山間地域の開発を内容とする意見交換会（約80名）に本人が出席した。
4	有福哲二	平成25年5月 9日～13日	・平成25年5月9日17時30分から、オークラホテル丸亀で開催された土木・建設業を取り巻く現状を内容とする意見交換会（約60名）に本人が出席した後、19時50分高松空港発で出張した。
5	氏家孝志	平成25年5月 12日～16日	・平成25年5月12日9時から、琴平観光センターで開催された地域貢献活動の報告と地域の課題を内容とする意見交換会（約30名）に本人が出席した後、19時50分高松空港発で出張した。
6	氏家孝志	平成25年5月 12日～16日	・平成25年5月12日10時から、満濃農改センターで開催された自衛隊員の活動状況と家族の関わりを内容とする意見交換会（約35名）に本人が出席した後、19時50分高松空港発で出張した。
7	氏家孝志	平成25年5月 12日～16日	・平成25年7月13日に一の橋公園、10月14日に琴平高校でそれぞれ開催された食育活動の推進による健康増進を内容とする意見交換会（約10名）に本人が出席した。 ・領収日付の平成25年5月15日は、事務員が会費を支払った日である。
8	尾崎道広	平成25年5月 9日～13日	・平成25年5月9日17時30分から、オークラホテル丸亀で開催された土木・建設業を取り巻く現状を内容とする意見交換会（約60名）に配偶者が代理出席した。

9	尾崎道広	平成25年5月 9日～13日	・平成25年5月11日9時30分から、東部小学校で開催された障害者激励と生活支援を内容とする意見交換会（約80名）に配偶者が代理出席した。
10	尾崎道広	平成25年5月 9日～13日	・平成25年5月12日9時30分から、勤労福祉センターで開催された離島地域の高齢化と福祉を内容とする意見交換会（約50名）に配偶者が代理出席した。
11	尾崎道広	平成25年5月 9日～13日	・平成25年5月12日12時から、金山権現で開催された地区青年・子供会との意見交換会（約100名）に配偶者が代理出席した。
12	尾崎道広	平成25年5月 28日～30日	・平成25年5月29日12時から、国民休暇村で開催された地方の旅館業の取り組みを内容とする意見交換会（約20名）に配偶者が代理出席した。
13	尾崎道広	平成26年1月 16日～17日	・平成26年1月16日18時30分から、坂出グランドホテルで開催された青年部組織と地域活性化を内容とする意見交換会（約50名）に配偶者が代理出席した。
14	尾崎道広	平成26年3月 23日～25日	・平成26年3月23日10時から、沖公民館で開催された地区の道路整備を内容とする意見交換会（約25名）に本人が出席した後、午後県外に出張した。 ・領収日付の平成26年3月24日は、事務処理日である。
15	尾崎道広	平成26年3月 23日～25日	・平成26年3月23日18時から、アリスで開催された競技スポーツとしてのドッジボール大会のあり方を内容とする意見交換会（約30名）に配偶者が代理出席した。
16	香川芳文	平成25年5月 12日～16日	・平成25年5月12日9時から、岡田コミュニティで開催された岡田地区の地域振興方策を内容とする意見交換会（約200名）に本人が出席した後、19時50分高松空港発で出張した。
17	香川芳文	平成25年5月 12日～16日	・平成25年5月12日15時から、西沖老社会長宅で開催された老人の健康保持と地区的活性化を内容とする意見交換会（約5名）に本人が出席した後、19時50分高松空港発で出張した。
18	香川芳文	平成26年2月 7日	・平成26年2月7日12時から、出張先である東京都内において開催された消防を取り巻く現状と今後のあり方を内容とする意見交換会（約10名）に本人が出席した。
19	鎌田守恭	平成25年5月 27日～29日	・平成25年5月28日16時から、自然休暇村センターで開催された塩江町の活性化を内容とする意見交換会（約20名）に秘書が代理出席した。
20	鎌田守恭	出張なし	・平成25年7月4日18時から、肉料理ひらい（観光・飲食業の振興を図る有志の会代表者の店舗）において開催された観光・飲食業の振興を内容とする意見交換会（約20名）に本人が出席した。 ・4日は終日高松市内にいた。

21	五所野尾恭一	平成25年5月 12日～16日	・平成25年5月12日9時から、琴平観光センターで開催された地域貢献活動の報告と地域の課題を内容とする意見交換会（約30名）に本人が出席した後、19時50分高松空港発で出張した。
22	五所野尾恭一	平成25年5月 12日～16日	・平成25年5月12日10時15分から、広袖集会所で開催された地域の課題と老人会としての貢献活動を内容とする意見交換会（約40名）に本人が出席した後、19時50分高松空港発で出張した。
23	五所野尾恭一	平成25年5月 12日～16日	・平成25年5月12日11時から、満濃農改センターで開催された自衛隊員の活動状況と家族の関わりを内容とする意見交換会（約35名）に本人が出席した後、19時50分高松空港発で出張した。
24	斎藤勝範	平成25年4月 24日～25日	・平成25年4月25日10時50分に高松空港に帰着し、17時30分から、ふれあいパークみので開催された建設業の現状と今後のあり方を内容とする意見交換会（約20名）に本人が出席した。
25	斎藤勝範	平成25年5月 9日～13日	・平成25年5月9日8時30分から、水出総合運動公園で開催された地域の老人、スポーツの活動を内容とする意見交換会（約200名）に本人が出席した後、19時50分高松空港発で出張した。
26	斎藤勝範	平成25年5月 27日～29日	・平成25年5月27日16時から、朝日亭で開催された商工会の地域での取り組みを内容とする意見交換会（約150名）に配偶者が代理出席した。
27	斎藤勝範	平成25年10月 23日～25日	・平成25年10月25日8時30分から、三豊市総合体育館で開催された身障者の方々のコミュニケーションを内容とする意見交換会（約250名）に配偶者が代理出席した。
28	斎藤勝範	平成25年11月 6日～8日	・平成25年11月7日9時から、三豊市緑ヶ丘サッカーフィールドで開催された老人のスポーツ振興による健康増進を内容とする意見交換会（約100名）に配偶者が代理出席した。
29	斎藤勝範	平成25年11月 16日	・平成25年11月16日9時から、麻地区構造改善センターで開催された遺族会の今後のあり方を内容とする意見交換会（約100名）に配偶者が代理出席した。
30	斎藤勝範	平成25年11月 16日	・平成25年11月16日17時頃自宅に帰着し、18時から、豊中大地公民館で開催された地域活性化を図るためにの振興策を内容とする意見交換会（約20名）に本人が出席した。
31	斎藤勝範	平成25年11月 16日	・平成25年11月16日17時頃自宅に帰着し、19時から、豊中大地公民館で開催された地域文化イベント実行に係る意見交換会（約50名）に本人が出席した。

32	佐伯明浩	平成25年4月25日～27日	・平成25年4月27日夕方観音寺市に帰着し、19時30分から、萩原和田貸席で開催された自治体消防の活動意義を内容とする意見交換会（約40名）に本人が出席した。
33	佐伯明浩	平成25年4月25日～27日	・平成25年4月27日夕方観音寺市に帰着し、20時から、萩原ふるさと会館で開催された地域体協の活動のあり方を内容とする意見交換会（約60名）に本人が出席した。
34	佐伯明浩	平成25年5月12日～16日	・平成25年5月12日10時30分から、豊浜公会堂で開催された地域婦人会及び高齢者の福祉問題を内容とする意見交換会（約200名）に本人が出席した後、19時50分高松空港発で出張した。
35	佐伯明浩	平成25年8月23日～24日	・平成25年8月24日夕方観音寺市に帰着し、18時30分から、花稻三島神社で開催された花稻地区での三世代との交流を内容とする意見交換会（約100名）に本人が出席した。
36	佐伯明浩	平成25年8月23日～24日	・平成25年8月24日夕方観音寺市に帰着し、19時30分から、大野原八幡で開催された子供会の活動のあり方を内容とする意見交換会（約100名）に本人が出席した。
37	白井昌幸	平成25年10月9日～11日	・平成25年10月7日19時から、金屋で開催された伝統文化による若者の郷土愛を内容とする意見交換会（約15名）に本人が出席した。 ・領収日付の平成25年10月9日は、事務処理日である。
38	白井昌幸	平成25年10月9日～11日	・平成25年10月7日19時30分から、大橋で開催された伝統文化による若者の郷土愛を内容とする意見交換会（約30名）に本人が出席した。 ・領収日付の平成25年10月9日は、事務処理日である。
39	白井昌幸	平成25年10月9日～11日	・平成25年10月8日19時から、新町で開催された伝統文化による若者の郷土愛を内容とする意見交換会（約30名）に本人が出席した。 ・領収日付の平成25年10月10日は、事務処理日である。
40	白井昌幸	平成25年10月9日～11日	・平成25年10月8日19時30分から、今新町で開催された伝統文化による若者の郷土愛を内容とする意見交換会（約15名）に本人が出席した。 ・領収日付の平成25年10月10日は、事務処理日である。
41	白井昌幸	平成25年10月9日～11日	・平成25年10月8日20時から、江の口で開催された伝統文化による若者の郷土愛を内容とする意見交換会（約35名）に本人が出席した。 ・領収日付の平成25年10月10日は、事務処理日である。

42	白井昌幸	平成25年10月 9日～11日	・平成25年10月11日17時40分JR高松駅に帰着し、19時30分から、塩屋で開催された伝統文化による若者の郷土愛を内容とする意見交換会（約15名）に本人が出席した。
43	白井昌幸	平成25年10月 9日～11日	・平成25年10月11日17時40分JR高松駅に帰着し、20時から、北中浜で開催された伝統文化による若者の郷土愛を内容とする意見交換会（約45名）に本人が出席した。
44	高城宗幸	平成25年8月 5日～16日	・平成25年8月16日18時50分高松空港に帰着し、20時過ぎから、柞田小学校で開催された地域の活性化の方策を内容とする意見交換会（約15名）に本人が出席した。
45	谷久浩一	平成25年5月 12日～16日	・平成25年5月19日に、オリーブ公園で開催された地域の振興方策・子供達の青少年教育を内容とする意見交換会（約150名）に本人が出席した。 ・領収日付の平成25年5月15日は、事務員が会費を支払った日である。
46	谷久浩一	平成25年8月 18日～25日	・平成26年2月18日に、土庄中学校で開催された学校の運営等協力体制を内容とする意見交換会（約50名）に本人が出席した。 ・領収日付の平成25年8月21日は、事務員が会費を支払った日である。
47	辻村 修	平成25年5月 21日～22日	・平成25年5月22日11時20分善通寺市に帰着し、17時30分から、善通寺グランドホテルで開催された犯罪者の社会復帰を内容とする意見交換会（約40名）に本人が出席した。
48	辻村 修	平成25年8月 18日～25日	・平成25年8月16日18時30分から、善通寺市立武道館で開催されたスポーツ振興の方策を内容とする意見交換会（約20名）に本人が出席した。 ・領収日付の平成25年8月25日は、事務処理日である。
49	辻村 修	平成25年8月 27日～28日	・平成25年8月28日12時県議会に帰着し、19時から、与北町鉢伏公園で開催された消防行政の今後の取り組みを内容とする意見交換会（約45名）に本人が出席した。
50	辻村 修	平成25年11月 17日	・平成25年11月17日8時30分から竜川小学校で開催された住民自治の活性化を内容とする意見交換会（約100名）に出席の予定で、本人が事前に会費を支払っていたが欠席した。 ・領収日付の平成25年11月17日は、事務処理日である。
51	辻村 修	平成25年11月 17日	・平成25年11月17日9時から中央小学校で開催されたスポーツ振興の方策を内容とする意見交換会（約110名）に出席の予定で、本人が事前に会費を支払っていたが欠席した。 ・領収日付の平成25年11月17日は、事務処理日である。

52	辻村 修	平成25年11月 17日	・平成25年11月17日12時から竜川小学校で開催された高齢者福祉の現状と今後の取り組みを内容とする意見交換会（約100名）に出席の予定で、本人が事前に会費を支払っていたが欠席した。 ・領収日付の平成25年11月17日は、事務処理日である。
53	新田耕造	平成25年 5月 12日～16日	・平成25年 5月12日10時から、豊原農村婦人の家で開催された地域の活性化と県政報告を内容とする意見交換会（約45名）に本人が出席した後、19時50分高松空港発で出張した。
54	平木 享	平成25年 5月 27日～29日	・平成25年 5月29日15時頃高松空港に帰着し、18時30分から、二蝶で開催された中心商店街の現状と今後のあり方を内容とする意見交換会（約40名）に本人が出席した。
55	松原哲也	平成25年 5月 12日～16日	・平成25年 5月12日17時から、丸幸で開催された三木町商工業振興のための調査を内容とする意見交換会（約50名）に本人が出席した後、19時50分高松空港発で出張した。
56	松本公継	平成25年 5月 12日～16日	・平成25年 5月11日18時から、高松市十川西町事務所で開催されたインターネットを活用した地域経済の活性化を内容とする意見交換会（約6名）に本人が出席した。 ・領収日付の平成25年 5月15日は、事務処理日である。
57	松本公継	平成26年 1月 19日～23日	・平成26年 1月19日 9時から、高松国際ホテルで開催された高松空港周辺地域の活性化を内容とする意見交換会（約300名）に本人が出席した後、19時35分高松空港発で出張した。
58	松本公継	平成26年 1月 19日～23日	・平成26年 1月19日11時30分から、一宮地区の安全を守る会代表者宅で開催された地域の安全を守るために連携強化を内容とする意見交換会（約5名）に本人が出席した後、19時35分高松空港発で出張した。
59	松本公継	平成26年 2月 12日～13日	・平成26年 2月 9日12時から、亀井町ベースで開催された現在の県政の状況と今後の方向性を内容とする意見交換会（約10名）に本人が出席した。 ・領収日付の平成26年 2月12日は、事務処理日である。
60	宮本欣貞	平成25年 5月 12日～16日	・平成25年 5月15日10時から西植田公民館で開催された高齢者福祉等の今後の取り組みを内容とする意見交換会（約50名）に本人が出席の予定であったが欠席し、配偶者が会費を支払った。
61	宮本欣貞	平成25年 6月 11日～13日	・平成25年 6月11日14時30分から、スーツアンレス特朗で開催された香川の食材の利活用等を内容とする意見交換会（約35名）に本人が出席した後、16時55分高松空港発で出張した。

62	森 裕行	平成25年 5月 17日～18日	・平成25年 5月18日15時頃高松空港に帰着し、18時から、たかせ天然温泉で開催された県における建設に対する補助及び県の事業計画を内容とする意見交換会（約30名）に本人が出席した。
63	森 裕行	平成25年 5月 24日～26日	・平成25年 5月25日10時から、老人憩いの家で開催された教育公務員の現状と県内小中学校の動向を内容とする意見交換会（約50名）に配偶者が代理出席した。
64	森 裕行	平成25年 5月 24日～26日	・平成25年 5月25日16時から、観音寺グランドホテルで開催された県の東南アジアとの交流・議員団としての交流を内容とする意見交換会（約120名）に配偶者が代理出席した。
65	森 裕行	平成25年 5月 24日～26日	・平成25年 5月26日16時頃高松空港に帰着し、18時から、はやしやで開催されたため池の耐震工事計画と農業支援を内容とする意見交換会（約15名）に本人が出席した。
66	山下昭史	平成25年 5月 12日～16日	・平成25年 5月15日14時30分から、料亭森常で開催された地元飲食店の状況と経営問題を内容とする意見交換会（約30名）に配偶者が代理出席した。
67	山下昭史	平成25年 5月 30日～31日	・平成25年 5月31日10時から、三豊淡水漁業協同組合で開催された河川と漁業環境を内容とする意見交換会（約20名）に配偶者が代理出席した。
68	山下昭史	平成26年 3月 28日～29日	・平成26年 3月29日10時から、高良神社で開催された遺族会における高齢化問題を内容とする意見交換会（約25名）に配偶者が代理出席した。
69	山下昭史	平成26年 3月 28日～29日	・平成26年 3月29日11時から、NPO法人はあとで開催された障害者授産と就業問題を内容とする意見交換会（約50名）に配偶者が代理出席した。
70	山下昭史	平成26年 3月 28日～29日	・平成26年 3月29日19時から、北条自治会館で開催された自治会内の要望・陳情と県政報告を内容とする意見交換会（約30名）に配偶者が代理出席した。
71	山田正芳	平成25年 7月 31日～8月 1日	・平成25年 7月20日に仲よし、12月14日にセント・ベイヒルズでそれぞれ開催された異業種間の意見交換・情報交換（約20名）に本人が出席した。 ・平成25年 7月31日に会費を支払った後、午前高松空港発で出張した。
72	山田正芳	平成25年 8月 27日～28日	・平成25年 9月21日18時から、城南コミュニティセンターで開催された地域（丸亀市）の活性化の方策を内容とする意見交換会（約200名）に本人が出席した。 ・平成25年 8月28日午後高松空港に帰着後、会費を支払った。

※番号50、51、52、60については、監査期間中、議員から収支報告書等修正届が提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

イ 山下昭史議員に係る平成25年4月7日の意見交換会19件の状況について、次のとおり報告があった。

番号	日 時	場 所	出席者	議員の出席	内 容
1	9:00 ～	高瀬町農村改善センター	約100名	議員本人	地域貢献活動の報告と地域の課題
2	10:00 ～	豊中町熊岡八幡宮	約50名	議員本人	地域貢献活動の報告と地域の課題
3	10:40 ～	財田町鉢八幡宮	約60名	議員本人	地域貢献活動の報告と地域の課題
4	11:00 ～	高瀬町ニゴリ池公園	約20名	配偶者	地域貢献活動の報告と地域の課題
5	11:00 ～	高瀬町長啜自治会	約30名	議員本人	地域貢献活動の報告と地域の課題
6	11:30 ～	高瀬町本村西向山荒神社	約15名	配偶者	地域貢献活動の報告と地域の課題
7	11:30 ～	高瀬町砂古自治会館	約20名	議員本人	地域貢献活動の報告と地域の課題
8	11:45 ～	高瀬町中組自治会館	約30名	議員本人	地域貢献活動の報告と地域の課題
9	12:00 ～	高瀬町御手洗神社	約30名	配偶者	地域貢献活動の報告と地域の課題
10	12:00 ～	高瀬町上之荘自治会館	約20名	議員本人	地域貢献活動の報告と地域の課題
11	12:15 ～	高瀬町中浦自治会館	約30名	議員本人	地域貢献活動の報告と地域の課題
12	12:35 ～	高瀬町西村自治会館	約15名	議員本人	地域貢献活動の報告と地域の課題
13	12:55 ～	高瀬町楠井自治会館	約50名	議員本人	地域貢献活動の報告と地域の課題
14	13:15 ～	高瀬町西股荒神社	約20名	議員本人	地域貢献活動の報告と地域の課題
15	13:30 ～	高瀬町加茂上自治会館	約50名	議員本人	地域貢献活動の報告と地域の課題
16	15:00 ～	高瀬町道音寺自治会館	約30名	議員本人	地域貢献活動の報告と地域の課題
17	17:00 ～	高瀬町六つ松自治会館	約30名	議員本人	地域貢献活動の報告と地域の課題
18	18:00 ～	豊中町桑山3区会場	約30名	議員本人	地域貢献活動の報告と地域の課題
19	18:30 ～	高瀬町林自治会館	約15名	議員本人	地域貢献活動の報告と地域の課題

※日時の欄に記載の時間は、15分程度前後する。

(2) 会派共同政務活動費、議員連盟会費、議員研究会会費

会派共同政務活動費、議員連盟会費又は議員研究会会費について、政務活動費を充当した場合に、議長に提出する書類の範囲について、次のとおり報告があった。

ア 書類の範囲

政務活動費を充当した場合には、政務活動費交付条例第8条で、議員は議長に「収支報告書に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類の写しを添えて」提出することが規定されており、会派共同政務活動費、議員連盟会費又は議員研究会会費に政務活動費を充当した場合には、収支報告書に加えて、議員に対して会派等が発行する会費の領収書の写しを提出する必要がある。「政務活動費マニュアル III 政務活動費の実務 3 収支報告書の提出等（2）提出書類」において記載されている。

(3) 事務所費

水本勝規議員の賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があり、その内容は次のとおりであった。なお、議員から事務所費及び人件費に関し収支報告書等修正届が提出されている。

ア 賃貸借契約の状況

(ア) 契約年月日 平成19年5月1日

(イ) 賃貸家屋 綾川町陶582番地3のうち政策事務所に使用する部分（駐車場代を含む）

(ウ) 賃貸借用途 水本勝規が県会議員として政策事務所に使用するための事務所として使用するものとする。

(エ) 賃貸借料 1ヶ月20万円（税込）

建物管理費（清掃等）及び政策事務所に使用する消耗品費（事務用品等）、光熱水費、通信費を含むものとする。

イ 説明の要旨

賃貸借契約書に規定されているように、政務活動に使用するために賃借し、専ら政務活動を行うために利用している。

(4) 名刺印刷代

新井由泰議員の名刺の現物及び領収書写しの提出並びに議員本人の説明の報告があり、その内容は次のとおりであった。なお、議員から収支報告書等修正届の提出があり、政務活動費を充てる名刺印刷代は2分の1に按分された額に修正されている。

ア 名刺の作成状況

印刷発注先	領収書の日付	印刷枚数
江畑印刷	平成25年5月30日	4,800枚
	平成25年5月30日	1,600枚
	平成25年7月19日	2,035枚
	平成25年9月19日	2,500枚
	平成25年10月17日	1,350枚
(有)桂華堂商店	平成26年1月8日	1,500枚
	平成26年2月4日	2,600枚
	平成26年3月30日	5,000枚

イ 説明の要旨

各種意見交換会等での使用はもとより、新人議員なので、普段の議員活動の中で、一人で多くの市民に接し、県政に対する意見・要望等を聞くべく政務活動のために使用した。

なお、名刺の印刷発注先は、江畑印刷と桂華堂商店を使用しているが、前者については、廃業したことから、後者を使用することになった。その際、従来使用していた名刺と同様の名刺を依頼した。

(5) 県政レポート関連経費

山本悟史議員の県政レポートの現物、領収書の写し及び配布先一覧の提出、議員本人の説明の報告があり、その内容は次のとおりであった。

ア 作成部数及び配布状況

2013年夏号を13万5千部作成し、42地区にポスティングで5万9千8百部、折り込みで7万4千部配布している。

2014年冬号を16万7百部作成し、63地区にポスティングで7万8千百部、折り込みで7万4千部配布している。

2014年春号を26万8千部作成している。

イ 説明の要旨

3種類の県政レポート（2013夏号、2014冬号、2014春号）の内容は、すべて政務活動に関するものであり、作成・配布代については、政務活動費を全額（3,470,722円）充当している。

3 監査委員の判断

(1) 監査の視点

政務活動費の制度は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の地方自治法改正により政務調査費として制度化されたものであり、平成24年の地方自治法改正により、名称及び交付目的が改められ、透明性の確保に努めつつ使途について拡大できるようにされたものである。

改正された地方自治法では、政務活動費の交付の対象や額、交付の方法に加え、充当できる経費の範囲についても、条例で定めなければならないこととされており、これを受け、香川県では平成24年12月に香川県議会政務調査費交付条例を改正し、題名も香川県議会政務活動費交付条例に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲について定め、対象経費とその内容を別表に掲げている。

もとより、議員の職責は広範なものであり、これに応じて政務活動も広範にわたるものであるから、その外縁を明確に定義することは困難である。また、議員の特定の活動が、政務活動と政治活動の性質を併せもつ場合があることも否定できない。

そこで、香川県議会では、平成25年3月に香川県議会改革検討委員会において、政務活動費マニュアルを作成し、政務活動費の使途基準の具体的な内容や考え方などを明らかにしている。これについては、全国都道府県議会議長会が示した考え方を参考に決定されたものであり、全国共通の標準的な基準に沿うものであって、一定の合理性を有するものと考えられる。

もちろん、政務活動費マニュアルは、法規範性を有するものではない。したがって、同マニュアルに適合しないことをもって直ちに不適正な支出であると即断することはできない。

しかしながら、政務活動費マニュアルは、全ての会派の議員によって構成された香川県議会改革検討委員会でまとめられたものであって、「平成25年4月から交付される政務活動費

について、その使途基準や手続き等の実務を定めたマニュアルの検討を行い、決定した。」とされており、各議員にとっても政務活動費を充当して支出できる経費の判断基準となっている。

このように政務活動費マニュアルは、政務活動費交付条例で定めるところの政務活動費を充てることができる経費の範囲の具体的な内容を推知させるものであって、使途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものであると解される。

したがって、政務活動費の個々の具体的な支出が条例で定める経費に該当するか否かの判断に当たっては、議員から提出された収支報告書等を基に、まず、それが政務活動費マニュアルの定めに適合するか否かを基準とし、これにより難いものについては、当該政務活動費の支出の時期、場所、内容、効果等を総合的に考慮し、社会通念に従い判断するのが妥当である。

議員の政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすためには、自主性、自律性が尊重されなければならないことから、個々の経費の支出については議員の裁量的判断に委ねられているものであるが、知事は、財務会計行為の適正を確保し、適正を欠く場合は是正する等の責務を有しております、政務活動費についても公金である以上、政務活動費の支出に關係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものが存する場合には、返還を求めるなどの措置を講ずる必要がある。

監査委員は、地方自治法、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程及び政務活動費マニュアルによるほか、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の不当な支出として示されたものについて、次のとおり判断する。

(2) 「意見交換会会費」名目で支出されている政務活動費

ア 意見交換会会費

(ア) 意見交換会の意義

議会議員が、住民に対し県政に関する情報を報告・提供するとともに、住民からの意見・要望を聴取することは、議員の活動として当然のものであり、このことは否定されるべきものではない。むしろ、このような議員と住民との直接対話は、活発に行われるべきである。

また、議員と住民の意見交換は、議員が主催して意見交換会を開催するよりも、場合によっては、地元自治会等の様々な機会を活用する方が、多くの住民の出席が望め、幅広く地域に密着した生の声を聴取することも可能であり、「地元自治会、各種団体の会合、趣味の会、秋祭り」等の機会を活用して行われることも否定することができない。

(イ) 意見交換会会費に政務活動費を充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てができるものとする。」とされ、同条例の別表には、会議費として「団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費」が、研修費として「団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費」が、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

したがって、意見交換会に係る経費について、会議費、研修費、調査研究費又は広聴

広報費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(ウ) 政務活動費を充当することのできない経費

政務活動費マニュアルによると、意見交換会に係る経費については、一方で、冠婚葬祭などの出席（葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等）や、親睦会、レクリエーション等への参加のための経費などは、私的経費への支出であって、政務活動費を充当することに適しない支出であるとされ、また、飲食・会食を主目的とする各種会合や、バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とはいえない場所での飲食、議員が他の団体（農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等）の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席、公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を越えた飲食への支出も、政務活動費を充当することに適しない支出であるとされている。

(エ) 意見交換会に代理者が出席することの適否

政務活動費の全ての経費について、政務活動費マニュアルでは、「議員の雇用する職員は、議員の補助者として経費の対象に含まれる」としている。

議員本人ではなく、代理者が意見交換会に出席することについては、政務活動の主体は議員本人であるが、代理者が議員の目となり耳となることによって政策立案等に反映されることとなることから、政務活動費の対象として認められると考える。

また、配偶者等が代理する場合においても、議員の身近な補助者として、議員の目や耳となり情報収集等の活動を行うこともあり得ると認められることから、意見交換会に關し、雇用する職員と區別して取り扱う特段の理由はないものと考える。

(オ) 住民監査請求の意義

地方自治法第242条の規定による住民監査請求の制度は、「地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的とするものである。」とされる（松本英昭著新版逐条地方自治法第7次改訂版987頁）。

住民監査請求は住民が簡単にできる制度となっているが、監査委員は、地方自治法第242条第4項の規定により、住民監査請求があった場合においては、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

また、同条第5項の規定により、監査委員の監査及び勧告は、住民監査請求があった日から60日以内に行わなければならないとされており、監査委員は、短期間で監査又は勧告を行わなければならないことを考慮すると、監査請求において対象を個別に特定したうえで、何が違法、不当であるのか、その理由あるいは事実の具体的かつ明確な提示がない限り、監査委員が広範かつ詳細な調査を行うにはおのずと限界がある。

(カ) 意見交換会会費支出の適否

意見交換会会費において不適切な支出があるか否かであるが、その判断の前提として、

最高裁平成元年（行ツ）第68号平成2年6月5日判決に示すとおり、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきである。

監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、請求人の陳述その他の資料等を総合しても、監査請求の対象が個別的、具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は当該請求について監査をすることができないといわざるを得ない。

意見交換会会費全般に関しては、既に述べたとおりであるが、本件住民監査請求における意見交換会会費のような種類のものの違法性又は不当性は、事柄の性質上、個々の支出ごとに判断するほかないと考えられることから、その監査請求においては、違法性又は不当性を推認させるに足ることを証する書面を添えて、個別的、具体的に摘示することを要するものというべきである。

そこで、監査委員が、請求人に対し、意見交換会会費2,288件（監査請求があった2,360件のうち、県外及び海外出張中の期間に支出されたとする72件を除いたもの）の支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すよう監査請求書の補正を求めたところ、請求書において「それらを調査するのが監査委員の職務のはずである」旨の主張をしているが、この主張には首肯できない。

また、請求人代理人は、陳述の機会において、意見交換会について「どのような意見交換がなされ、それを県政にこういうふうに生かしたことについて説明がない限り、政務活動費として認められない」旨を強く主張したが、広範多岐にわたる議員活動の中でなされる意見交換が、どのように県政に生かされたかについての報告を全議員が全て行うこととは困難であり、法令等にもそのような定めはない。

本件住民監査請求において、監査委員が補正を求めたところ、請求人は、事実証明書9に示す、1日に出席したとする19件の会合以外は、意見交換会会費の支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示しておらず、また、監査請求書の記述及び請求人の陳述を検討しても、請求人の主張を裏付けるに足りる客観的かつ的確な証拠はないことから、2,269件（監査請求があった2,360件から県外及び海外出張中の期間に支出されたとする72件並びに1日に出席したとする19件を除いたもの）の意見交換会会費の支出は全て違法又は不当な支出であるとの請求人の主張については、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を欠いている請求である。

イ 県外出張等の期間に支出されたとされる意見交換会会費の支出の適否

請求人が、県外出張、県外視察及び海外視察中の期間に支出されたと主張する72件の「意見交換会」について調査した結果、まず、前述2の(1)のアの表に掲げる番号1、番号2、番号3、番号4、番号5、番号6、番号14、番号16、番号17、番号21、番号22、番号23、番号24、番号25、番号30、番号31、番号32、番号33、番号34、番号35、番号36、番号42、番号43、番号44、番号47、番号49、番号53、番号54、番号55、番号57、番号58、番号61、番号62、番号65については、出張日の出発前又は帰着後に本人が出席したものであった。このうち番

号1については、帰着後に出席したものについて、誤って出張初日の日付が領収書に記載されたものであり、番号14については、出発前に出席したが会費の領収処理が出張の中日になっていたものである。これら34件はいずれも、会合の開催時間からみて出席は可能であると認められた。次に、番号7、番号37、番号38、番号39、番号40、番号41、番号45、番号46、番号48、番号56、番号59、番号71、番号72については、出張期間日以外に開催された意見交換会に本人が出席しており、出張期間中に本人又は事務員が会費を支払ったもの、あるいは、会費の領収処理が出張期間中になされていたものであり、本人が支払ったものについては、出発前又は帰着後であった。次に、番号18については、出張先で意見交換会が開催されたものであった。次に、番号8、番号9、番号10、番号11、番号12、番号13、番号15、番号26、番号27、番号28、番号29、番号63、番号64、番号66、番号67、番号68、番号69、番号70については、出張期間中に配偶者が、また番号19については秘書が、いずれも代理で出席したものであった。

以上のいずれの場合においても、明らかに住民と意見交換を行っていないかったとはいわず、政務活動に適うものでなかったとまではいえないことから、政務活動費を充てた支出が違法又は不当なものであるとはいえない。

一方、番号50、番号51、番号52については、事前に本人が会費を支払っていたが、当日欠席したものであり、また、番号60については、当日本人は欠席し、配偶者が本人に代わって会費を支払ったものであるが、これら4件については、既に該当議員から収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれしており、住民監査請求の対象となるない。これらの該当議員については、修正後の支出額が政務活動費の交付額を上回っていることから、返還の必要は生じていない。

なお、番号20については、意見交換会が開催された日は出張日ではなかったが、既に該当議員から収支報告書等修正届が議長に提出され、意見交換会の対象団体名が記載されている。

ウ 1日19件の意見交換会会費の支出の適否

請求人から1日19件の会合に出席したとされている山下昭史議員に係る平成25年4月7日の意見交換会について調査した結果、これら19件については、地域貢献活動の報告と地域の課題を内容とするものであった。このうち、本人が出席したものが16件、配偶者が出席したものが3件であり、これらについて、時間、場所から考察すると、参加時間は限定されるものの、全ての会合に、代理出席も含め出席していたものと判断できる。たとえ参加時間が短時間であったにせよ、政務活動に適う意見交換が行われていなかつたとまではいわず、政務活動費を充てた支出が違法又は不当なものであるとはいえない。

エ 公職選挙法違反の判断

公職選挙法第199条の2第1項では、同項ただし書きに当たる場合を除き、公職の候補者等は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならないとされ、同法にはこれに違反した場合の罰則も定められている。

請求人は、公職選挙法第199条の2違反として刑事告発等の措置をとることを求めているが、監査委員は、意見交換会会費を支出した各議員の行為が同条の規定に違反するかどうかの点まで判断をすることはできない。

(3) 会派共同政務活動費、議員連盟会費、議員研究会会費の支出

(ア) 政務活動費を会派共同政務活動費、議員連盟会費、議員研究会会費に充当することの

可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、研修費として「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が定められており、これらについては、共同で実施するものが含まれている。その意味について、政務活動費マニュアルでは、議員と会派等が想定されるとし、政務活動費を会派共同政務活動費や議員連盟会費等に充当することを認めている。

請求人は、突然議員連盟や政策研究会が結成されたように見えるのは、平成25年度分から政務活動費の全てに領収書の添付を要することとなつたため、新たなブラックボックスが必要となったのではないかとの主張をするが、平成24年の地方自治法改正により、政務調査費が政務活動費となり、交付目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、その使途が拡大されたことにより、議員活動に係る経費について従来認められていなかつたものも対象とすることになったところであり、これが要因となり、新たに政務活動費を充てた支出がなされたということも考えられる。

(イ) 会派共同政務活動費、議員連盟会費、議員研究会会費の支出に係る報告

請求人は、政務活動費を充当した会派共同政務活動、議員連盟、議員研究会についても全ての領収書を添付した収支報告と具体的な活動内容、成果の報告を求めるべきであり、こうした説明責任が果たされないままに支出されていることは、地方自治法第2条第14項及び第100条第16項に照らして不当と主張するが、政務活動費交付条例では、政務活動費に係る収入及び支出の報告書に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類の写しを添えて議長に提出すれば足り、政務活動費による支出の支出先である会派等が領収書等の写しを添えて収支報告をしなければならないという定めはなく、会派等からの報告がなくても不当であるとはいえない。

(ウ) 会派共同政務活動費、議員連盟会費、議員研究会会費の支出の適否

地方公共団体の政務調査費に係る条例に関するものではあるが、最高裁平成20年（行ヒ）第386号平成21年12月17日判決を参考にすれば、政務活動費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるため、執行機関と議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務活動費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止する観点から、政務活動費交付条例は、政務活動費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。

また、「政務調査費の返還請求を求める側においては、各会派又は各議員の提出した収支報告書のほかに自らが収集した資料をもって、個別具体的な支出が使途基準に適合しないことを主張立証するほかないものと解するのが相当である」（大阪高裁平成23年（行コ）第96号平成24年1月31日判決）とされていることも参考にすれば、本件請求に

において、全ての領収書を添付した收支報告、具体的な活動内容・成果報告なしに支出されていることは地方自治法第2条第14項及び第100条第16項に照らして不当である旨の請求人の主張は、確たる根拠を示したものとはいひ難い。

これらを総合的に考慮すると、会派共同政務活動費、議員連盟会費、議員研究会会費の支出は、政務活動費交付条例で定める手続を経ているものであって、既に述べたとおり政務活動費の使途制限違反が明らかにうかがわれるまではいえず、請求人においても、政務活動費に係る個別具体的な支出が使途基準に適合しないことを明示していないことから、監査委員が監査を行うことは困難といわねばならない。

よって、会派共同政務活動費、議員連盟会費、議員研究会会費の支出に係る本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を欠いている請求である。

(4) 「最少の経費で最大の効果を挙げる」活動となっているか

ア 地方自治法第2条第14項

(ア) 地方自治法第2条第14項の規定の意義

地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない。」と定められている。

この規定は、地方公共団体がその事務を処理するに当たって準拠すべき指針であって、住民の福祉を増進することは、そもそも地方公共団体の存立の第一義的な目的であり、これに努めなければならないのはいうまでもないことである。同時に、地方自治は、住民の責任と負担によって運営されるものである以上、常に能率的かつ効率的に処理されなければならない。すなわち「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことが強く要請される。この規定は、この面での地方自治運営の基本原則を規定したものである（松本英昭著新版逐条地方自治法第7次改訂版67頁参照）。

(イ) 地方自治法第2条第14項違反に該当するか否かの判断

請求人は、意見交換会その他の政務活動費の支出について、ことごとく地方自治法第2条第14項に違反していると強く主張している。

しかしながら、既に述べたように地方自治法第2条第14項は、地方公共団体の事務処理に当たっての基本原則を定めたものであり、ある事項がこの基本原則に適合するか否かの判断は、社会的、政策的又は経済的な見地から総合的にされるべきと解されるところのものであって、たとえば、ある事業に要する経費の支出がその政策目的や事業効果に照らして著しく過大であることが明らかに認められる場合でなければ、地方自治法第2条第14項に違反していると判断することはできない。

このような法の趣旨に鑑みれば、議員の政務活動費については、これを返還させなければ地方自治法第2条第14項の趣旨を没却する結果となる特段の事情があると認められる場合又は県が各議員に交付した政務活動費に関しその政策目的や事業効果に照らして著しく過大であることが明らかに認められる場合以外は、当該規定に違反しているとはいえないと考えられる。

イ 事務所費

(ア) 政務活動費を事務所費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要

する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務所費として「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」が明記されている。したがって、政務活動費を事務所費に充当すること自体は違法又は不当なものではない。

(イ) 政務活動費の3分の2を事務所費に充当することの適否

請求人は政務活動費の3分の2を事務所賃借料に充てるのは不自然かつ不適正と言わざるを得ないと主張するが、政務活動費における事務所費の占める割合の上限が、条例その他の規程で定められているわけではない。

政務活動費の3分の2を事務所費に充てるのは不自然であるというのは、請求人の主観的意見であり、また、金額の多寡によって、適正か不適正か判断できるものではない。

(ウ) 事務所費に係る情報の公開

請求人は、事務所賃借料の振込金受取書のあて先が非公開であるため、事務所の所在地や賃借料が適正な金額であるかなどが不明であり、請求人の疑問への説明責任が果たされていない以上、地方自治法第2条第14項に照らして不当な支出であると主張するが、請求人の満足する情報が公開されていないからといって、違法又は不当であるとはいえない。

政務活動費交付条例第11条第3項では、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例（平成12年香川県条例第79号）第7条の非公開情報を除き、これを閲覧に供するものとするとされているところ、請求人の主張は、政務活動費に係る情報公開の範囲の拡大を求めるものと解されるが、情報公開の範囲と、個別の政務活動費の支出に関する違法又は不当の判断とは別個の問題であって、情報をどこまで公開するかについては、住民監査請求において監査委員が判断する事項ではない。

(エ) 事務所費の支出の適否

水本勝規議員の事務所費の支出については、収支報告書等修正届が議長に提出されており、政務活動費を充てて支出する事務所費は2分の1に按分されている。

監査委員は、議会議長に、当該事務所に係る賃貸借契約書の写し等の提出を求め、貸主の住所氏名、建物の所在地、賃借料等を確認したところである。

それによると、当該物件については、「政策事務所に使用するための事務所として使用するものとする」、「賃貸借料は1ヶ月20万円（税込）」と約定されている。

政務活動費マニュアルでは、自己又は生計を一にする親族が所有する不動産の賃借料については、政務活動費は支出できないとされているが、賃貸借契約書に記載された貸主は、議員と生計を一にする親族ではないと判断される。

ところで、政務活動費交付規程第5条第1項では「議員は、条例第8条第1項又は第2項の規定により提出した収支報告書又は領収書等の写しの記載事項等の修正をしようとするときは、収支報告書等修正届（様式第5号）を議長に提出しなければならない。」と定められ、収支報告書等の修正があることも想定されており、当該規定に基づき水本勝規議員が収支報告書等修正届を提出したことをもって、不適切であるとはいひ難い。

政務活動費の支出については、議員に広範な裁量が認められていることに加え、適法な手続により修正届が提出されている以上、そこに記載された内容が違法又は不当であるとするには慎重な判断が必要である。

水本勝規議員は、事務所費の修正と併せて他の経費の修正を行っており、議員の注意不足が責められるべきことは否めないが、定められた様式に従って収支報告書を提出した場合、当該収支報告に係る支出は一応使途基準に適合した支出となると解すべきである（奈良地裁平成19年（行ウ）第20号平成23年5月26日判決参照）ことから、修正後の収支報告書等に記載された支出が不適切な支出であるとまで断じることはできない。

水本勝規議員が事務所費に政務活動費を充てていたことに関し、地方自治法第2条第14項に違反しているとはいはず、また、議員から提出された修正後の収支報告書及び領収書の写しに加え、賃貸借契約書写し等によっても、事務所費に関して、政務活動費の使途制限に違反しているとまではいえない。

ウ 名刺印刷代

（ア） 政務活動費を名刺印刷代に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」と定められている。名刺印刷代については、事務費のうちの消耗品費であり、政務活動費を当該経費に充当すること自体は不適切なものではない。

政務活動費マニュアルでも、名刺は、視察、調査、会議、要請陳情を行うのに不可欠なものであり、政党名の記載がなく、議員個人名の場合は、政務活動費を充当することは可とされている。

（イ） 名刺印刷枚数に係る適否

監査委員は、議会議長に新井由泰議員の名刺の現物の提出を求め、当該名刺を確認したところである。それによると、名刺は、議員個人名のものであり、政党名の記載はされておらず、その点においては政務活動費マニュアルに適合している。

請求人は新井由泰議員が年間8回にわたって計21,385枚の名刺を印刷し、計434,200円の支出をしていることを問題視するが、政務活動費における名刺印刷枚数の上限が定められているわけではない。

議員の活動のあり方は、議員によって千差万別であり、名刺の印刷枚数が多いか少ないかによって、不適正か適正か判断できるものではなく、21,385枚の名刺印刷をもって、それが直ちに不適正であるとまではいえない。

また、請求人は、印刷した名刺を、選挙や後援会活動の目的でなく、政務活動の目的で配ることは現実的に不可能であると主張するが、新井由泰議員の説明では各種意見交換会等での使用はもとより、新人議員なので、普段の議員活動の中で、一人でも多くの市民に接し、県政に対する意見・要望等を聞くべく政務活動のために使用したとされており、請求人の主張のみをもって、名刺の配布が不可能であると断定することはできない。

（ウ） 名刺印刷代の按分の必要性

新井由泰議員の名刺には表裏両面に顔写真が掲載され、特に裏面には極めて大きくそれが印刷されており、通常、議員が政務活動に使用する一般的な形式とはいひ難いものであり、また、名刺印刷代に政務活動費を充当している他の議員と比較すると、大量に名刺を印刷していることに加え、他の議員が名刺印刷代を2分の1に按分していること

を考慮すると、少なくとも政務活動費で充当する割合を2分の1とすることが妥当であったと判断できる。

したがって、名刺印刷代の支出については、その一部において、政務活動費の使途基準に必ずしも適合しているものとは認められないと思料されるところ、既に新井由泰議員から収支報告書等修正届が議長に提出され、当該名刺印刷代の支出については2分の1が減額されていることから、修正後の名刺印刷代に関しては、不当な支出であるとはいえない。

エ 県政レポート関連経費

(ア) 政務活動費を県政レポートに係る経費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

県政レポートの印刷及び配布に係る経費については、広聴広報費であると考えられ、政務活動費を当該経費に充当すること自体には問題はない。

また、請求人も、監査請求書の中で「県政や議会活動について広く県民に知らせ、その意見を聞くという広聴広報はきわめて重要な活動である。」と言及している。

(イ) 政務活動費のほとんど全額を県政レポートに係る経費に充当することの適否

山本悟史議員の平成25年度政務活動費収支報告によると、県政レポート関係として広聴広報費に3,470,722円支出している。

請求人は山本悟史議員が政務活動費のほとんどを県政レポートに係る経費に充てていることについて、節約の観点から不適切な支出であると主張するが、政務活動費における広聴広報費の占める割合の上限が、政務活動費交付条例その他の規程で定められているわけではなく、政務活動費のほとんど全額を県政レポートに係る経費に充当したからといって、政務活動費の使途制限に違反するものではない。

また、ポスティングや折込みの利用により広範囲に配布できる面もあることや、山本悟史議員は人件費に政務活動費を充当していないこともあり、請求人がいうような、節約のために自らの手で配布したりボランティアで手分けしてポスティングすることをしていないからといって、適正を欠くとはいえない。

(ウ) 県政レポートに係る経費の按分の必要性

広聴広報費について、政務活動費マニュアルでは、県政報告など政務活動の内容しか掲載していない場合は、按分せずに充当できることとなっている。一方で、政務活動と政務活動以外の活動が記載されているような場合は、按分しなければならない。

監査委員は、議会議長に山本悟史議員の県政レポートの現物の提出を求め、当該県政レポートを確認したところである。

請求人は政務活動費で選挙対策の広報をしているのではないかという県民からの批判も寄せられていると主張するが、監査委員に提出された県政レポートの現物では、選挙対策の広報と考えられるような記事の掲載は確認できず、請求人の主張には首肯できない。

(5) 政務活動費の使途の透明化、適切な支出のための議会への要求

請求人は、政務活動費の誤った支出をしないための政務活動費マニュアルへの明確な記載や、会派共同調査費等に係る活動内容と収支の報告、領収書の添付の義務付け、会計帳簿の提出の義務付け、領収書を含むすべての資料の県議会ホームページへの掲載について、議会に求めるよう主張するが、これらは、請求人の意見、要望であると解されることから、住民監査請求の対象とはならない。

第7 議会に対する要望

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性、自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、その使途の適正を確保するため議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

政務活動費については、平成24年の地方自治法改正により、政務調査費が政務活動費と改称され、使途の範囲が拡大されるとともに、議長にその使途の透明性を確保する努力義務が規定されたところであり、その適切な支出について説明責任を果たすことが期待されている。

昨今、全国的に、政務活動費に対して住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされていることに鑑みても、これまで以上に、その使われ方が県民にとってわかりやすいものとなるよう努力することが要請されているといえる。

こうした中、今回、政務活動費に改められた初年度の支出について住民監査請求があり、監査を行ったところである。

その結果を踏まえ、次のとおり要望する。

- 1 各議員が政務活動費交付条例で定める使途基準を遵守する必要があることはいうまでもないが、適正な支出が図られるよう、必要に応じ、政務活動費マニュアルについて、より詳細かつ具体的な基準を明示するなどその精緻化に努められたい。
- 2 議員から会派等への会費による支出については、支払いを証明する領収書の写しを添付してその旨を報告すれば足りるとされているが、一方で、地方自治法では、会派に対しても政務活動費を交付できることになっており、仮に、会派が政務活動費を直接支出した場合は、収支報告書等の提出が求められると考えられることから、それとの均衡にも配慮するよう努められたい。
- 3 議員は、政務活動費について、収支に係る会計帳簿の調製、領収書等の整理、及びこれらの保存が義務付けられており、議長においては、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程及び政務活動費マニュアルに定められた使途基準に適合した支出が行われ、県民の信頼が確保されるよう、充実した審査を行うことが望まれる。
- 4 政務活動費の使途の透明性の確保については、既に全ての支出に係る領収書等の写しの添付を義務付けるなどの措置が講じられているが、さらなる透明性の確保に努めるとともに、政務活動費が使途を限定して交付される公金であることを念頭に、その効率的かつ効果的な支出になお一層の留意をされたい。